

『社内イントラネット』新聞記事掲載事件 —社内イントラネットに新聞記事を掲載した行為に複製権及び公衆送信権の侵害を認め、損害賠償責任を肯定した事例—

裁判例 東京地判令和4年10月6日（令和2年（ワ）3931号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）（以下「本判決」という。）¹

知的財産法研究会
弁護士法人かける法律事務所
弁護士 細井 大輔

第1 本判決を検討する意義

- 1 従前、社会保険庁の職員がジャーナリストの雑誌記事を社会保険庁LANシステム中の電子掲示板システムの中にある掲示板にそのまま掲載し、複製権及び公衆送信権の侵害を肯定した裁判例（東京地判平成20年2月26日〔平成19年（ワ）15231号〕・社保庁LANシステム事件）があった。
- 2 本判決は、新聞会社が鉄道会社に対して新聞記事の社内利用に関し、著作権侵害を理由とする損害賠償を求めた事案であったため、社会的にも注目を浴びた案件である。多かれ、少なかれ、企業では、新聞記事等の第三者の著作物を社内イントラネットで共有することもあり、他人事とはいえない。

コンプライアンス経営が求められる中で、企業の社内イントラネットにおける著作物の利用方法を考える契機となるため、本判決を紹介し、検討する。

第2 事案の概要

本件は、原告（新聞会社）が、被告（鉄道会社）に対し、原告が発行する新聞記事を被告がスキャンして画像データを作成し、それを社内イントラネット用の記録媒体に保存し、被告従業員が同イントラネットに接続して同画像データを閲覧できるようにした行為について、原告の複製権及び公衆送信権を侵害したことを理由に、民法709条又は民法715条に基づき損害賠償等を請求する事案である。

¹ 本判決の評釈として、佐藤安紘「新聞記事を社内のイントラネットに掲載したことが著作権侵害に当たるとした事例〔東京地判令和4・10・6（令和2年（ワ）3931号）〕／NBL 1230号62頁がある。